

ておりますので、これを許します。河村建夫内閣官房長官。

○河村国務大臣 財務金融委員会の開会に当たりまして、私の方から一言ございさつをさせていただきます。

このたび、中川前財務大臣が、自身の健康管理が不十分であったこと、また、それにより国会審議に影響を与えないこと等から、一昨日、麻生總理に辞表を提出し、辞任いたしました。

平成二十一年度第二次補正予算の関連法案並びに平成二十一年度予算の審議中において、担当大臣たる財務大臣の交代という事態に至ったことは、まことに申しわけなく存じます。

同日直ちに、後任といたしまして、財政金融政策に明るく、麻生總理といわば二人三脚で諸般の政策課題に取り組んできました与謝野経済財政担当大臣に兼務の発令がなされました。

つきましては、現在我が国が置かれております厳しい経済情勢のもとで、政府といたしましては、国民生活と日本経済のために、予算の早期成立と速やかな執行が極めて重要であると考えております。

何とぞ、速やかな御審議のほどをお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いします。

○田中委員長 官房長官は御退席いただいて結構でござります。

○田中委員長 財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、与謝野財務大臣兼金融担当大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○与謝野国務大臣 与謝野馨でございます。

これまで、経済財政政策担当大臣として麻生内閣の経済財政運営に携わってまいりましたが、このたび、財務大臣及び金融担当大臣を拝命いたしましたので、本委員会において一言ございさつを申し上げます。

初めて、最近の経済金融情勢について、その対応について申し述べます。

欧米発の金融危機は信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的に景気が後退しております。我が国においても、景気は急速な悪化が続いており、戦後最悪の経済危機と申し上げても過言ではない状況にあります。

政府は、財政面で十二兆円程度、金融面で六十三兆円程度、事業規模七十五兆円程度となる一連の経済対策を取りまとめました。これらの対策を実効あるものとするためには、平成二十一年度第一次補正予算、第二次補正予算及び平成二十一年度予算を切れ目なく実施していく必要があります。

そのためには、まず、第二次補正予算について、学校耐震化や防災関連の公共事業について可能な限り執行を促進させるとともに、その他の事業についても、関連法案が成立し直ちに執行を開始できるよう、準備を進めております。また、平成二十一年度当初予算についても、早期成立をお願いするとともに、成立後、年度当初から速やかな執行を図ることとしております。

我が国の金融システムそのものは欧米に比べれば相対的には安定しておりますが、株式市場等の大変な変動や实体经济の悪化からくる影響が大きくなってきており、引き続き高い緊張感のもとで状況を注視してまいります。

また、景気が急速な悪化を続ける中で、企業の資金繰りも大変厳しい状況となつており、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の發揮が一層重要となっております。このため、改正金融機能強化法の迅速な施行など、さまざまな措置を講じてきたところであります。引き続き金融仲介機能の発揮を金融機関に対して要請してまいります。

次に、御審議をお願いすることを予定している法律案について改めて申し述べます。

本国会においては、既に、財政運営に必要な財源の確保を図るために公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案を御審議いたしました。

所長は、財政投融資特別会計の繰入れの特例に関する法律案について改めて申し述べます。

だいていいるところであります。

また、関税率法等の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案についても、既に国会に提出をしております。

さらに、金融商品取引法等の一部を改正する法律案、資金決済に関する法律案の提出を予定しているとともに、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の提出を検討しております。

現下の経済金融情勢を考えますと、平成二十一年度予算及び関連法案を今年度中に成立させ、国民生活と日本経済を守るために実施することが必要不可欠であります。また、その他の法律案についても、速やかに所要の施策が講じられるよう、可能な限り早期に成立させることが重要であります。御審議の上、御賛同いただき施すことが必要不可欠であります。

以上の財政・金融担当大臣として一言ございました。

今後とも、皆様方のお力添えを得て、政策運営に最善を尽くしてまいる所存であります。田中委員長を始め委員各位におかれましては、御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

○田中委員長 午後一時三十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

再開に先立ち、民主党・無所属クラブ、日本共产党、国民新党・大地・無所属の会所属委員出席を要請いたしましたが、出席が得られておりません。

再度理事をして出席を要請いたしますので、しばらくお待ちをいただきたいと存じます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を起こしてください。

理事をして再度出席を要請いたしましたが、民主党・無所属クラブ、日本共产党、国民新党・大地・無所属の会所属委員の出席が得られません。

やむを得ず議事を進めます。

内閣提出 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官梅溪健児君、大臣官房審議官西川正郎君、総務省大臣官房審議官佐藤文俊君、財務省主計局次長木下康司君、主税局長加藤治彦君、理財局長佐々木豊成君、国際局次長中尾武彦君、国税庁次長岡本佳郎君、農林水産省農村振興局農村政策部長飯高悟君、中小企業庁事業環境部長横尾英博君、国土交通省大臣官房審議官小川富由君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時三十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後一時四十分休憩

○田中委員長 これより質疑に入ります。よって、

そのように決しました。

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原宏高君。

まず冒頭に、中川前財務大臣の辞任劇はあつたにせよ、国民の生活にとって大変重要なこの予算申上げます。

関連法案に對して、その質疑に野党の方々が欠席されたことに対しまして、強い遺憾をあらわさせさせていただきまして、質問に入らせていただきたいと思います。

本日は、三法案ありますけれども、所得税法等の一部を改正する法律案に絞つて御質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

百年に一度の経済危機と言われる現況下、今回の税制改正法案は、総額一兆七百億円の減税一色の内容となっております。

私なりに今回の税制改正法案の特色を解説すると、第一に、需要喚起、消費喚起を主眼に置いている点、第二に、厳しい経済状況下、中小企業に対する減税に重きを置いている点、第三に、附則で今後の税制の抜本的改革の手順、考え方を列挙した点が挙げられると思います。

それでは、まず手始めに、需要喚起、消費喚起の税制改正の内容について質問をさせていただきます。

は認められます。」
「その際に、まず
それから天然ガスへ
体的にとおつしや
ラックが最も多い
集なんかに使う事
普及していると聞
ゆる次世代自動車
車につきましては
ここにござります。

先生のおっしゃるとおりでござ
電気自動車、ハイブリッド車、
自動車、今天然ガス自動車を具
いましたが、これは事業用のト
と思います。そのほか、ごみ収
業用のごみ収集車もかなり最近
いておりますが、これらのわ
いわゆる、最も環境に優しい次世代自動
免 稅、一〇〇%減免するという
他、一定の排ガス性能、燃費性
省エネ自動車につきまして
して七五%もしくは五〇%の軽
さいますが、この基準につきま
して、燃費基準というものがございま
の排ガス基準よりも七五%以上
を減らすというのがまず第一の
として、燃費基準の条件がござ
十二年度の燃費基準よりも二
いもの、これにつきましては七
上燃費がよいものについては税
する、こういうことになつてお
る。それから、二十二年度燃費基

御指摘の重量税と場合、これは新規取扱い車両価格が二百万円前後は大体二百万円と仮定が、二百万円と仮定され、普通の形のもので購入すれば両方含まれます。内訳として、自動車取得税が円、自動車取得税が以上でございます。

年と二十二年に取得したもののが、毎年一千五百ずつ、年間一千五百ずつ控除することができる、毎年一千五百ずつ、年間一千五百ずつ譲渡した場合でございます。逆に、あくまでもこれは年間の控除額は一千五百が限度でございますので、一度に二ヵ所、三ヵ所譲渡されても、その年の控除できる額は一千万というところでございます。

土地の購入目的、土地の種類につきましては、これは事業用、居住用を問わず、まさに土地の購入ということで線を引いております。

この制度導入の背景でございますが、土地市場につきまして、足元で土地の取引件数が大変急激に減少をしております。また、将来的にも急激に悪化することが懸念されておるわけでございます。具体的に、直近一年間を見ましても、取引件数が件数で前年比マイナス一〇%を超える月も數ヵ月見られるわけでございますし、一年後の土地取引状況について明るい見通しを持つていて企業の割合は大幅に減少している状況でございます。今回の税制改正は、こうした土地市場の状況を踏まえ、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を促進する観点から、二十一年、二十二年に取得する土地に限つて特別措置を講じたところでございます。

○石原(宏)委員 次に、住宅減税全般について伺わせていただきたいと思います。

内需の刺激という観点からは、住宅業界が厳しい環境にある中、とりわけ住宅投資の活性化が重要であります。平成二十一年度の税制改正において、住宅投資の活性化について、住宅ローン減税の拡充等が織り込まれていますが、期待される住

○加藤政府参考人 お答えいたします。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。程度減税になると聞いておりますけれど、そんなイメージでいいのか。ハイブリッドの減税額についてもう少し詳しく教えてますでしょうか。

も、大体
ト乗用車
いただけ
最後に、財務省がこの制度を導入する目的や背景について御説明をいただければ助かります。

宅投資の拡大効果について、まず国土交通省に伺います。その上で、今回の減税措置がこれまでの住宅減税と比較してどのような点で画期的なものか、財務大臣に御見解をお伺いいたします。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

住宅投資は、関連産業のすそ野が広く、大きな経済波及効果が期待できるところでございました。今般の住宅ローン減税の拡充を含めました住宅税制におきましては、約二・六兆円の住宅投資の拡大、それをもとにした経済波及効果といたしまして約五・三兆円という効果をもたらすものと試算をしておるところでございます。

住宅投資の活性化による内需の拡大に大きく貢献するものと考えております。

○与謝野国務大臣 これは、経済対策として過去例を見ないような住宅減税をやるべきだという意見が非常に強まりまして、今般の住宅ローン減税は控除可能額は過去最大のものであるというのが一つの特徴でございまして、経済に対する波及効果は今般交渉から御説明したとおりでございます。

それから、減税はしたけれども、十分な納稅をしていないので控除の恩恵を受けられないじやないかという議論に対しましては、受けられない分は地方税から控除できるという仕組みを入れたこと。

もう一つの議論は、住宅ローン減税だけなぜやるのか、自己資金で住宅を建てた場合の減税といふのも必要じやないか、こういう意見が非常に強かつたものですから、自己資金による長期優良住宅の新築や省エネ、バリアフリー改修についても特例的に税額控除制度を創設したということが今回の住宅減税の三つの大きな特徴だと思っております。

○石原(宏)委員 与謝野大臣、ありがとうございます。

今与謝野大臣が言われた点について、もう少しお伺いをさせていただきたいと思います。

既存住宅のリフォーム等に対しても、今回、所得税の特別控除を設けたわけでありますけれども、その内容について少しお伺いさせていただきたいと思います。

一定の省エネ改修工事並びに一定のバリアフリー改修工事に関して、その費用の一〇%、限度

額が二十万円から三十万円を所得税より控除可能としておりましますけれども、この一定の省エネ改修工事また一定のバリアフリー改修工事というのでは、おのどのような改修工事を対象とするのでしょうか。

また、パリアフリー改修工事については、五十歳以上の者、介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている者、障害者である者、居住者の親族のうち要介護者、障害者または六十五歳以上の者のいずれかと同居している者との制限がありますが、どのようにこれらの制限を今後確認していくのか等、教えていただけますでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のように、今般の改正では、自己資金で一定の省エネ改修工事またはパリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額の一〇%をその年分の所得税額から税額控除する新たな制度を導入することいたしております。

まずお尋ねの一点目の省エネの工事の対象でございますが、省エネにつきましては、一番省エネに必要な窓の改修をまず前提に、居室の窓全部を改修していただき。それにあわせて、床の断熱等の窓だけでも、これは省エネ改修と認められるわけがございます。

それからバリアフリーの改修につきましては、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、トイレの改良、手すり設置、それから屋内の段差解消、引き戸への取りかえ工事、床表面の滑り止め等、具体的に必要なものが対象とされておるわけでございます。

それから、もう一つお尋ねがございました対象者の確認でございます。対象者につきましては先生御指摘になりましたので繰り返しませんが、この確認につきましては、基本的には住民票の写しを年齢等の確認も含めて確定申告書の添付書類と

するということを考えておりますが、さらに必要なもの等詳細につきましては現在検討をしておるところでございます。

○石原(宏)委員 ありがとうございます。

先ほど与謝野大臣が言われたもう一つの点で、所得税で控除ができなかつたときに地方税で控除を行つていうのが今回新たに試みだという話が

ありましたけれども、きょうは総務省の方にも来ていただいておりますが、お伺いしたいと思いま

す。

今まで地方税、住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用というは全くなかつたのかどうか、御確認をさせてください。

次に、平成二十一年度以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額に残額がある者について、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額、ただし、当該年分の所得税の課税所得金額等の額に一〇〇分の五を乗じて得た額、最高九万七千五百円を限度として減額するというふうにありますけれども、結果として居住年の翌年度から十年間、代替措置でありますけれども、一年度まで住民税が控除される可能性があるという解釈でよろしいでしようか。

また、イメージをわかせるために、住宅ローン額が三千万円の場合、幾らぐらいの所得の方がこの住民税控除を受けることになるのか、このケースをちょっと仮定を置いて説明をしていただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 個人住民税におきましては、これまで基本的には住宅ローン控除のような制度は設けておりません。ただし、例外がござい

ます。いわゆる三位一体の改革によつて、所得税から個人住民税に三兆円の税源移譲が行われました。これに伴つて、税源移譲前後で納税者の負担が変わらないようにするために、平成十八年末までに入居した方を対象として、個人住民税におい

ても住宅ローン特別控除が設けられております。

ただし、これはあくまで税源移譲に伴う経過措置

のことです」とございました。

今回の措置は、住宅投資を活性化するために、中低所得者層の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税の住宅ローン特別控除に加えて、個人住民税においても特別控除の制度を導入しようとしたものでございます。

それから、この特別控除は、所得税から控除し切れない住宅ローン控除額について、翌年度分の個人住民税から控除するものでございます。

税の住宅ローン特別控除の期間は十年間となつておりますから、個人住民税についても、居住した年の翌年度から十年間控除されることになります。

それから、この所得税の住宅ローン控除額について、一般住宅の場合には住宅ローン残高の一%となつております。したがつて、ローンの残高が三千万円の場合は、最高で三十万円が控除されることになります。したがつて、所得税額が三十万円以下の方であれば、所得税で控除し切れない住宅ローンの額が生じますので、個人住民税の控除の対象となります。例えば、夫婦二人で、子供のうち一人は特定扶養親族であるサラリーマンの世帯の場合は、給与収入金額が約八百一十六万円以下の方が対象となります。

○石原(宏)委員 ありがとうございます。

次からは、先ほど三つ挙げました、今まで需要喚起と消費喚起というところで質問させていただきましたけれども、もう一つ、今回の税制改正は

中小企業に手厚く減税を行つてある点だと思いま

すが、中小企業対策としての税制改正について質問をさせていただきたいと思います。

今般の税制改正法には、中小企業に対する幅広い支援措置が講じられております。具体的に、事

業承継税制や中小企業の法人税の軽減税率の二二%から一八%への引き下げ、繰り戻し還付の復活が織り込まれております。これらの措置が成立すれば、不況に苦しむ中小企業にとってどのような

な効果が期待されるのか。経済産業省、中小企業の見解を伺います。

○横尾政府参考人　お答え申し上げます。
は、経済環境の変化に大きく影響を受ける弱さを抱えております中小企業を効果的に支援する措置が盛り込まれているというふうに考えております。

まず、事業承継税制でございますが、従業員の雇用を守りながら後継者に經營が引き継がれた場合に、相続税や贈与税を猶予する制度でございます。私どもの調査で、廃業する中小企業者の方の約四分の一は後継者がいないということを中心たる理由としております。今般の事業承継税制によりまして、中小企業の方の事業が継続、発展をされ、それによって雇用が確保され、地域経済の活動が維持できるというふうに期待をしております。

また、現下の状況で、中小企業の資金繰りは大変厳しい状況で、保証、貸し付けといった金融面の対策を講じておりますが、今般、税制面におきましても、黒字を計上している中小企業に対しても、黒字を計上しているに至った中小企業者の方に対しては繰り戻し還付の復活ということで、その資金繰りを税制面からも幅広くかつ効果的に支援することが可能になるというふうに考えておるところでございます。

○石原(宏)委員　少し繰り戻し還付について伺いたいと思います。

普通法人のうち、各事業年度終了時において資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下であるものまたは資本もしくは出資を有しないもの等について、欠損金の繰り戻しによる還付制度の適用ができることとするとしておりますが、財務省として予測する減税額、もしくは還付額といふふうになるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

また、あればですが、過去の直近データとして、前年度黒字で翌年度赤字の会社の規模等を把

握されておりましたら、直近のデータで結構ござりますので、お聞かせいただけますでしょうか。

○加藤政府参考人　お答えいたします。

中小企業だけでございますが、この欠損金の繰り戻し還付の復活による減収額は、平年度で千百二十億円と見込んでおります。

○岡本政府参考人　欠損法人の数についてお答えさせていただきます。

国税庁が実施いたしました平成十八年度分、四一三月決算ベースでございますけれども、この会社標本調査に基づきますと、資本金一億円未満の普通法人、約二百五十五万社ございますが、このうち、前年度で利益を計上し、当該年度は欠損となつた法人の数は約十六万社と推定されます。

以上でございます。

○石原(宏)委員　さらいろいろ経済が悪くなっていますから、十六万社よりふえる可能性があるて、この繰り戻し還付によつて資金繰りが少しプラスになるということもあるのではないかというふうに思います。

次に、市街化区域外の農地等に係る相続税の納稅猶予制度について伺わせていただきたいと思ひます。

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地等については、その貸し付けによる賃貸借等の設定はなかつたものとして、農業経営は廃止していないものとして納稅猶予の適用を認め、納稅猶予適用者については、二十年間の營農継続により猶予税額の納付を免除する措置を廢止するというふうに今回の改正で行おうとしております。

すべての土地を貸し付ける、今までずっと農業をやつてきて、自分の農地を全部貸し付けるのであれば、二十年間の營農の継続による猶予税額の納付を免除するというのはわかるんですけども、例え自分の所有する土地の一部分を農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて貸し付けたケースの場合、一部は自分で農家をやつているん

ですけれども、一部を貸したら二十年間の免除というのがなくなってしまうのはちょっとかわいそな感じがするんですけれども、このような場合、どのような扱いになるのか、詳しく説明をい

ただけますでしょうか。

○加藤政府参考人　まず、今回の措置は、市街化区域外の農地についての規定の改正でございます。市街化区域外の農地につきましては、その納稅猶予を受けている農業相続人がその農地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づいて貸し付けた場合、これは、先生今御指摘のように、一部を貸し付けた場合につきましてもその全体として二十年の營農継続要件を終生の利用要件に変更される。ただ、この場合、利子率は、今は六・六ですけれども、三・六%に引き下げるということにはなります。

これは、いずれにしても、今回農地の制度の大きな見直しで、やはり農地としての利用の継続ということ、農地としての保全、農地としての有効活用、したがいまして、私どもとしては税制がそのため果たす役割をどう考えるかということでのための措置を考えました。もともと、二十年たつて納稅猶予がなくなつても、これはあくまでも農地として有効に活用されることが望ましいということ精神、いわゆる所有と經營の一体化によつて農業継続されるということが私どもとしては前提となつておりましたので、二十年を終生に変えるということをもつて規制の強化というだけではなくて、やはりあくまでも目的である有効活用、農地の保全といふものに即した措置ではないかと考えております。

○石原(宏)委員　それでは、先ほどもお話をさせただきましたけれども、今回の税制改正、私は大きな三つのポイントがあると思いますけれども、最後のポイントで、税制の抜本改革を附則に記した点について少し質問をさせていただきたいと思います。

附則を読むと、附則の中で消費税は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処する施策に要する費用と地方消費税の引き上げ、ただその消費税は社会保障給付等への充当を前提にして引き上げをするという考え方であるように私は読んでいて考えました。

そういう中で、これは私の個人的な意見なんですが何かその分だけ税金がかかつてくるようなことがあると困るんじゃないかという話を事前に

話をしているときには、そのときは一年間だけ猶予して、その間に農協等が新しいその土地の借り手を見つけるので多分問題はないというふうに言われていたんです。

要は、一部を貸して、借りた人が突然やめたと

いつたときの対応について、ちょっと追加で御説明をいただけますでしょうか。

○加藤政府参考人　今御指摘のお話につきましては、基本的に一年間の間に次の農業をやつていただくのがこの制度の趣旨でございます。

いずれにしても、農地として有効活用されることを確保するということで全体の構成をしておりますので、一年の間に次の借り手を見つける、もしくはみずから當農するという選択をいただく必要があると思います。

○石原(宏)委員　今の説明で前をちょっと聞かなかつたんですが、いざとなれば、一年で見つからなかつたら自分でやればかからないということでよろしいのでしょうか。そこだけもう一度確認させていただけますか。

○加藤政府参考人　當農の要件でございますので、みずから當農していただければ結構でございます。

○石原(宏)委員　それには、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、今回の税制改正、私は大きな三つのポイントがあると思いますけれども、最後のポイントで、税制の抜本改革を附則に記した点について少し質問をさせていただきたいと思います。

これまで貸し付けた人が途中でやめてしまったときには、それで何かその分だけ税金がかかつてくるようなことがあると困るんじゃないかという話を事前に

個人的意見ですが、國の借金を返済するために一部消費税を利用するという考え方も、将来に負担を先送りしないということで考えられるんじやないかというふうに自分自身は感じるところがあります。

ただ、現状の政府としての財政健全化の立場は、利払い費を除く歳出と歳入を一致させるバランスの一致と経済成長によって債務残高のGDP比の削減というのが財政健全化の目標となっていますけれども、歳入改革によつて債務残高を減少させるという考え方について、これは政府の考え方でもいいですし、財務大臣御自身の御見解をお聞かせいただければと思います。

○与謝野國務大臣 石原議員御指摘のように、日本の財政を少しでも健全化させるためには、歳出削減それから成長による增收、また、どうしても避けがたいこととして歳入改革をやらなければならぬわけです。

歳入改革という言葉を使つてゐる限り割にされに聞こえるわけですから、國民に負担の増を願いすることでござりますから、やはり国民の負担と受益というものを結びつけないと國民の御理解をいただけない、そういう考え方があつた。したがいまして、今後、消費税等をお願いする場合には、一度は國民からお預かりするけれども、やはりそれは社会保障並びに少子化対策として國民に還元する、一錢一厘とも官の肥大化には使わせない、そういうはつきりしたものがないとななかか政治として國民にお願いしづらい、そういう思想が背景になつて今回の附則も書かれていましたが私は理解をしております。

○石原(宏)委員 なかなか財務大臣としては言いづらいくらいと思うんですけれども、これは私の個人的な意見であります。が、やはり債務残高が多いためにどうしても金利が上げられない。そうすると、預金利もほとんどお金がつかないような、利息がつかないような形になつていて、高齢者の方は、一説によると六十五歳以上の方は平均すると

一千六百万円ぐらい預金を持つていらっしゃる、これがもし利息が一%つけば二十万円弱ぐらい利息がつくということで、それを消費に回してもらえます。

債務残高が多いために実は老後の生活が厳しくなつてしまつてるので、厳しい財政事情ですかねがつくということで、それを消費に回してもらえる。

債務残高が多いために実は老後の生活が厳しくなつてしまつてるので、厳しい財政事情ですかねがつくといふ非常に考えられないような税率だつたわけです。これは、世界的に所得税制のフラット化というものが進みまして、日本も徐々に所得税の最高税率を下げてまいりました。その結果、所得税が本来持つてゐた所得再分配機能が失われつた分以上に上げるというのはなかなか国民の理解は得られないんですけども、本来は預金利で少しお小遣いが手に入るような社会というのが私個人としては住みやすい社会なものですから、ちょっととそういう質問をさせていただきました。

続きまして、税制抜本改革において、特に消費

税のみが注目されておりますけれども、実は附則の中には消費税以外の税目についても抜本的な見直しの基本的な思想が記されているんです。

その中で、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、所得税の見直しについて言及をされております。

私は、今の最高税率五〇%、それが低過ぎるのか高過ぎるのか、高過ぎるとも思わないし、低過ぎるとも思わないところがあるんですが、余り引き上げて、努力をした人が報われれないような、高所得者層の所得税の大幅な引き上げというのは個

人的には余り賛成ができない。ちょっとと今の時代には合っていないのかもしれません。今は格差社会なんて言われて、どちらかというと昔のアメリカンスタンダードと言われたようなときの考え方には合っていないのかもしれない。私は思つております。

ただ、方向としては、所得税の再分配機能といふものをどう考えるか、そのことはやはり避けて通れない課題であると私は思つております。

○石原(宏)委員 濟みません、ちょっとと通告をしないで、私が報われないということ段階的に下げた経緯なんかもやはりありますので、所得税の見直しについてどのようにことを今後検討していくのか、財務大臣の見解をお伺いしたいと思います。

そういう意味では、かつては、石原議員が御指

摘になられましたように最高税率は国税で七五%、地方税を入れますと限界税率はもう九割近くという非常に考えられないような税率だつたわけです。これは、世界的に所得税制のフラット化というものが進みまして、日本も徐々に所得税の最高税率を下げてまいりました。その結果、所得税が本来持つていた所得再分配機能が失われつたという強い御指摘があります。格差も広がつてあるという強い御指摘もあります。

そこで、与党の御意見も、やはり所得税に所得の再分配機能をもう一度きちんと持たせる必要があるのではないか、こういう議論があつて、最高税率等も考え方方がいいという考え方が出でました。これは私は、健全な考え方でありますけれども、最高税率だけを議論するのではなくて、最高税率がどの所得区分からかかるかといふものとあわせて議論しないと完全な議論にはならないと思つております。

それからもう一つは、低所得、中所得の方々で、かつ子育ての時代を過ごしてゐる方々、こういふ方々の所得税というの一体どうするのかといふ問題がありまして、これは税制抜本改革までに、国会においても、またそれぞれの党においても深く議論をしていたたく大事なテーマであると私は思つております。

ただ、方向としては、所得税の再分配機能といふものをどう考えるか、そのことはやはり避けて通れない課題であると私は思つております。

○石原(宏)委員 濟みません、ちょっとと通告をしないで、私は税調の議論とか十分に把握していなかつたのかもしれません、子育ての世帯に対しての所得税というのも考えられるというのは、フランスなんかでやるN分のN乗方式とかいうものであります。本日は二法案に対しましての審議というございまして、質問の機会をちょうどいたしました。

ヨーロッパの一部の国で採用している制度ですかね

れども、日本では余りそういう考え方は主流になつていないので、これは、そこまで消費税を、社会保障に見合つた分以上に上げるというのはなかなか国民の理解は得られないんですけども、本来は預金利で少しお小遣いが手に入るような社会というのが私個人としては住みやすい社会なものですから、ちょっととそういう質問をさせていただきました。

続きまして、税制抜本改革において、特に消費税のみが注目されておりますけれども、実は附則の中には消費税以外の税目についても抜本的な見直しの基本的な思想が記されているんです。

その中で、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、所得税の見直しについて言及をされております。

私は、今の最高税率五〇%、それが低過ぎるのか高過ぎるのか、高過ぎるとも思わないし、低過ぎるとも思わないところがあるんですが、余り引き上げて、努力をした人が報われれないような、高所得者層の所得税の大幅な引き上げというのは個

人的には余り賛成ができない。ちょっとと今の時代には合っていないのかもしれません。今は格差社会なんて言われて、どちらかというと昔のアメリカンスタンダードと言われたようなときの考え方には合っていないのかもしれない。私は思つております。

○与謝野國務大臣 濟みません、ちょっとと通告をしないで、私は税調の議論とか十分に把握していなかつたのかもしれません、子育ての世帯に対しての所得税というのも考えられるというのは、フランスなんかでやるN分のN乗方式とかいうものであります。本日は二法案に対しましての審議というございまして、質問の機会をちょうどいたしました。

そういう意味では、かつては、石原先生同様、こうした大事な審議についてどうございました。

議の場に野党の方々が欠席をされるというのは、私は、国民の皆さんに対する責任が全く果たせていないんじゃないのか、そんなことを強く思つてゐるところでございます。そうした野党の皆様方に對しまして、ぜひとも審議に参加をしていただき、スムーズに、今国民が求めているのは予算のを必ず実行していく、やはりこういう責任を政治がしっかりと果たすということが求められているところでござりますので、そうしたことをぜひとも野党の皆さんにはお願いをさせていただきたいと思っております。

また、与謝野大臣におかれましては、今回三つ

の大臣の職を兼任されるということでございまして、本当に疲れさまでござりますけれども、大変重要な時期でござりますので、与謝野大臣の御健闘、御活躍を心から、まず冒頭ではありますけれども、お祈りを申し上げたいと思つております。

ということで、早速質問に入らせていただきたいと思っております。

現在、日本経済は大変厳しい状況に陥つてゐるところでござります。私も、数多くの地元の会合等に出席させていただきまして、多くの方々のお話を聞かせていただきやすくわけでけれども、やはり今までございます。私も、数多くの地元の会合等に出させていただきまして、多くの方々のお話を聞かせていただきたいと思います。

安の声が極めて強いなということではないかと思つております。

今國が、そして政治が果たさなければならぬ一番大きな役割は、こうした国民の声にしつかりとこたえ、そして国民の暮らしに安心を与えるといふのが私はよりも重要なことではないかと思つております。同時に、こういう不況の時期にだからこそ私自身大変強く感じるところがござい

ます。それが一体何かというと、日本の先人たちの偉大さというものを改めて感じさせていただきます。

例えば、今我が国におきましては、環境技術

だつたり省エネ技術といふのは大変高い競争力を

持つてゐるというようなことが言われるだけです

けれども、では、こういう競争力が一体どこから

生まれたかといえば、例えば、過去にあつた公害

の歴史、あの苦しみだつたりとか、また、オイル

ショックで我が国が大変な経済的な混乱に陥つ

た、そういう経験の中で先人たちがこのままじゃ

いけないということをさまざまな取り組みをし、

実はそうした果実の上に乗つかつてゐるのが今

日本の経済、我々の暮らしじゃないかと思つております。

要は、何が言いたいかといえば、大変厳しい時代ではありますけれども、この一、二年間に私たちがどのような取り組みをし、この危機から脱出

をし、同時に次の世代にすばらしい日本を残して

いるけるか、そうしたことがこの一、二年ぐらいの

間に大きくかかわつてくる、ある意味、この一、

二年、三年の取り組みによつてこれから日本の

将来は決まつてくる、それぐらい大切な時期に実

は差しかかつてゐるのではないかと私は思つております。

そういう危機感、問題意識を持ちながら本日は質問をさせていただきたいんですが、通告はして

いませんでございますけれども、その前にちょっと幾つか質問をさせていただきたいことがござります。

それは一体何かといえば、この前の週末から今週の頭にかけまして、世界の中でさまざまな大きな行事といいますか出来事がございましたので、それについてちょっと大臣の所見をお伺いしてまいりたいと

ます。

今國が、そして政治が果たさなければならぬ

一番大きな役割は、こうした国民の声にしつかり

とこたえ、そして国民の暮らしに安心を与えるとい

ふのが私はよりも重要なことではないかと思つて

おります。同時に、こういう不況の時期に

だからこそ私自身大変強く感じるところがござい

まして、それが一体何かというと、日本の先人たちの偉大さというものを改めて感じさせていただきます。

一

きます。

例え

ば、今我が国におきましては、環境技術

だつたり省エネ技術といふのは大変高い競争力を

持つてゐるという

よ

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

が

あ

る

と

う

な

こ

と

とアメリカとの関係というものを見てみまして、やはりアメリカの経済がもう一度しつかりと立ち直ってくれるというのが我が国にとつても大変プラスになることだと思っております。

ます。

も、やはりアメリカの経済がもう一度しつかりと立ち直ってくれるというのが我が国にあっても大変プラスになることだと思っております。一方、そうしたアメリカの景気対策法案に関しましては日本のマスクも結構全体的にいろいろな意味におきましても、現在この財務金融委員会で審議されているこの法案を一刻も早く成立させ、そして国民に対してしつかりとした責任を果たすためには、予算を組むからにはそれに対応した財源というものが必要なわけでございまして、そういうものが大変必要とされるのでございまして、そういうものが大変必要とされるのでございまして、そういうものが大変必要とされるのでございまして、

な報道をしているんですねけれども、翻つて日本の
経済対策というものがなかなか全体像の報道と
なれません。この二つを一緒に見ると、どうも日本は
たせる、そうした形をつくつていかなければなら
ないと思つております。

しきもののかなうしないとして、よむなどと云ふことがありまして、そうして今日の我が國は経済に対する関心しまして、ございまして、根本的には、雇用対策、雇用創出等、守るための政策を大胆に実行するということです。この平成二十一年度予算、国民生活といたることで、全国の平成二十一年度予算、国民生活といたることで、

てなかなか伝わっていない、という部分があるんじゃないかと思つております。出のための地方交付税、また経済緊急対応の予備費の創設等々、大変大きな項目もあるわけでござる。

そこで、比較の意味も込めて、今回のアメリカの景気対策法案に関しては大臣の御所見と、いいますので、ぜひとも、こうした予算というものがしっかりと実行をされまして、同時に政府として

そして我が国の経済対策に関するコメントを改め
てちょうだいできればと思います。

○与謝野國務大臣 アメリカの景気対策法は、中身は大変立派なものでございますが、この景気対率的に使われ、そして国民の安心に対してしっかりと資するようになつてゐるかどうか、そうした

策法は二年半から三年のスパンで実施されるもの。一部報道によれば、七千三百億ドルを費さずきつこに見合二刀をもつておこなう。同時に、地元を歩いていろいろな方のお話を聞くとともに、地元をもう少しナレーブ、こうへこへこてお話をうながす。

まして、そういう数字と比べますと、決して日本の数学というものは負けていない、アメリカの

経済対策に対しても遜色のないものであると私は思つております。

かで加えまして、経済対策を読むと、日本の経済対策と非常に似ている部分もたくさんあります。子供から、次世代から借金をして、今の日本に、社会保障を初めとしたそうした経済というものが

して、やはりどこの国の政府が考へてもどこの国の政党が考へても、およそ経済対策というのは同じである。そこで、そのところはしっかりと、子供たちの

じ方向に進むの」というふうに私は考えました。じ松本(進)委員　ありがとうございました。まろう(から)りで、もう、すぐまいりますが、まろこう

おこしやすとおもて 和も くに政わからぬと
まこと言ひ紹介してさかとこしてこまへ
こうして経済が大変厳しい状況でござりますか
ら、今回こうした措置をとるのはやむを得ないと
いうものはもちろん理解をしておりますけれど
も、そうした、これから日本の子供たちに対し

○与謝野國務大臣 やはりこういう異常事態です
から、いろいろなところに財源を求めて財政出動
をしていくということは許されることだらうと思
いますけれども、これをいつまでも続けていいと
いうわけではありません。
そこで、政府も中期プログラムというものをつ
くつて、景気が回復した後こういう政策をとりま
すということを閣議決定し、またその内容は今般
の税法の附則に書かれているわけでございます。
やはり将来世代にも責任を持つということがあり
ませんと、我々の現在の財政出動等は許されない
ものだと思っております。現在の異常な状況に對
していろいろな政策を打つ、これは中期プログラ
ムを責任を持ってつくつておるということによつ
てのみ初めて許されるのだろうと私は思つております。
○松本(洋)委員 今回、中期プログラム、そして
それに基づいて附則に消費税を含む税制の抜本改
革というようなことも盛り込んでいるところでござ
りますけれども、これは我々国會議員にとりま
しても大変大きな責任を負わせる文言だと思って
おります。政府がどういう時期にこうした税制の
抜本改革を実際に実現をしていくかということ
は、それは翻つてみれば、例えば、本当にこの状
況で上げることが景気に悪影響を与えるか与えな
いか、また、本当に行財政改革というものを進め
め、そして政府の無駄遣いというものをなくして
国民の信頼を得られるかどうかというのは、実は
我々議員一人一人、国民の負託を受けた者一人一
人が判断をしなければならないということが今回
のこの附則の中で書かれている事柄ではないかと
思つております。
そういう意味におきましては、我々議員一人一
人もこれからしっかりと勉強をし、そして本当に
景気を後退させることがないのか、また、しつか
せいただきたいと思います。

りとそうした財政改革というものを実現いたしまして、國民から信賴を得られるような状況がしっかりと達成しているのかということを、きょう、この場で大臣を初め委員の皆さんとお誓いをしながらこの法案審議はしなければいけない、私自身はそんなことを思つております。

同時に、実は私は、この消費税を含む税制の抜本改革を実現するに当たつて、もちろん景気がどういう状況なのか、また、先ほども申し上げましたように、行政の無駄遣いというものがどれだけ削減をされているのかというのも大事ではありますけれども、もう一つぜひつけ加えたいことがあります。それは一体何かというと、社会の方といふものはどう考えるのかという基本的な問いかけを、実は私はこの税制抜本改革の前に必ずやらなければいけないんじゃないかと思つております。

今、もちろん少子高齢化社会というものが社会保障を中心としたままで財政的に大変厳しい大きな理由になつてゐるわけですけれども、私は、でもそれだけではないと思っていてます。例えば、これまで家族で面倒を見ていたお年寄りや子供たちというものを社会で面倒を見る時代になつてきましたときに、果たしてそれがどのような形で、では社会的なコストというものを負担していくのかということも考えなければならないでしようし、そもそもそういう社会のあり方というのが本当に我々として望ましいものかどうかということも考えて、なかなかしづらくなつてしまつてます。

少子高齢化という言葉の使い方は実は私は余り正しくないと思っておりまして、一番正しい言葉の使い方は、人口に対しての労働力人口の占める割合が低下をしてしまうことが、恐らく、例えば年金なんかにいたしましても、社会保障の一番大きな問題じゃないかと思つておりますので、正しい言葉の使い方じゃないかと思つております。

私自身は定年制というものをいま一度見直す時期に差しかかっているのではないかと思つております。

まして、今やもう七十五歳が健康寿命と言われるような、そういう社会に我が国は突入をしておりますから、そこでこうした定年制というものを見直して、働く人、そして働く気力がある人には働き続けられる國づくりというのも同時に進めることによつて、そういう人々の生き方と社会保障といふものをうまく組み合わせて、これから日本の社会保障のあり方、そして消費税を含む税制の抜本改革といふものを進めていくことが何よりも重要だと私は思つております。

私の地元にもシルバー人材センターといふところがありますけれども、ここにも多くのお年寄りの方、また定年を迎えて地域に戻つてこられた方が足りなくて、登録はしてもなかなか実際に仕事につけないというような事態が我が国には起きているわけでございますから、こうした社会のあり方といいますか人々の暮らし方のようなのを、やはりこの税制の抜本改革の前には何としても実現をしてまいりたい、私自身はそのようなことを思つております。大臣、何か感想を。

〔委員長退席、木村（隆）委員長代理着席〕

○与謝野國務大臣　日本の平均寿命が五十年を超えたのは昭和二十一年でございます。その時命からすると、今の定年の年齢、六十五に近づいておりますけれども、やはり六十五まではきつちり働けるという体制が必要です、場合によっては七十まで働いていただくという体制がないと、今先生が指摘された労働力人口が減るといふものには対応できない。また、女性の社会参加もふやしていかないと、そういう社会には対応できない。

一方、先生が指摘されましたように、六十を超えても働くことに喜びを持つといふ方はいっぱいおられるわけでして、そういう方に働く機会といふものを作り出すということは、日本の社会にとっては、今後を考えますとやはり不可欠なことだらうと私も思つておりますし、多分、先生の御意見も私はそういうふうに承つたわけでござい

ます。
○松本（洋）委員　ありがとうございます。

この税制の抜本改革は早ければ二〇一一年から二〇一四年までにかけて実施される予定であります。この税制といふものもぜひ組み入れて考えていくべき論を政府の中でもぜひ積極的にしていただき、同時に党内におきましてもこうした議論をもつと活動にして、何とか、人々がしっかりと安心して暮らしていくれる、生きていける社会というものの中にこの税制といふものもぜひ組み入れて考えていただきたいと思っております。

続きまして、済みません、突然個別具体的な話になるわけでございますけれども、今回の所得税法の一部を改正する法律案の中でさまざまな制度改正が盛り込まれております。住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、自動車課税と、石原先生が先ほどそれらに関するお話をされておりました。私は、事業承継税も盛り込まれ、中小企業からしましては一通り質問をされたところでございまして、納税猶予が打ち切られた場合、これはさかのぼって利子税をつけて戻すことになるんですねが、この利子税が大幅に軽減された、こういった措置も講ぜられることとされております。こう

いたことで、都市内の農家の懸念の解消に資するのではないかと考えております。

今後は、都市政策を所管しております国土交通省とも十分連携を図りながら、都市内農地の保全、利用のあり方にについてさらに検討を深めてまいりたいと考えてございます。

○松本（洋）委員　ありがとうございます。高い評価というか、大きな前進だ、そういう御回答だと理解をいたしました。

ちなみに、ぜひ財金委員の先生方にも、ちょっと都市農業というものがどういうものかというのを御紹介させていただいて、御理解をいただきました。

同時に、先ほども質問がありましたけれども、農地に関しましても相続税制の改正がございまして、私の地元に都市農業というものがたくさんあるわけでございますけれども、これも連れて制度が改正されるわけでございます。

○飯高政府参考人　お答えいたします。

都市農業は、野菜を初めとしたとして、新鮮な農産物を都市住民に供給する、こういった機能に加えまして、例えば身近な農業体験の場の提供ですとか災害に備えたオープニングベースの確保など、さまざまなか役割を果たしております。私どもは、これまで都市農業の振興に必要な施設の整備、こういったものに対する支援などを行っておりま

お尋ねの今回の税制改正におきまして、都市内

農地におきましては、納税猶予期間中に重い病気などにかかるて當農が困難になつた場合に、これまで猶予が打ち切られるというようなことがあります。されまでは猶予が打ち切られるというようなことだつたと思いますが、これが救われる、猶予が打ち切られないようになるというふうに、當農継続要件が緩和されるというのが一つ大きな進歩だと思います。

さらに、終身で當農していただくという、東京を始めとして三大都市圏の特定市の生産緑地につきまして、納税猶予が打ち切られた場合、これはさかのぼって利子税をつけて戻すことになるんですねが、この利子税が大幅に軽減された、こういった措置も講ぜられることとされております。こう

いたことで、都市内の農家の懸念の解消に資するのではないかと考えております。

今後は、都市政策を所管しております国土交通省とも十分連携を図りながら、都市内農地の保全、利用のあり方にについてさらに検討を深めてまいりたいと考えてございます。

○松本（洋）委員　ありがとうございます。高い評価というか、大きな前進だ、そういう御回答だと理解をいたしました。

ちなみに、ぜひ財金委員の先生方にも、ちょっと都市農業というものがどういうものかというのを御紹介させていただいて、御理解をいたしました。

地が果たす役割というのは地方とはまた別の面があるわけでございますけれども、都市だからこそ農地が果たす役割というのは、都市農業も含めてそういうものをどう活性化させていくかという観点の政策論議は今ちょうど始まつたところだと思っております。

○松本（洋）委員　今回の措置によりまして、地域の農家の方々のお話を聞いてみると、都市農業をしっかりと進めてほしいという国の思いといいますか、そういうものが伝わって、大変力強く感じている、こんなこともおっしゃつていただいております。

私は、高い評価をさせていただきたいと思ってますし、さらなるお力添えをよろしくお願い申し上げたいと思います。

そろそろ時間もやつてしまりますので、最後に一つ質問をさせていただきたいと思っております。先ほど来大臣からも御発言がありましたがよう、今回、我が国が実施をしております経済対策

ているのがこの都市農業というものではないかと私は思っております。

与謝野大臣のお地元は、都市農業は皇居の中しかないというようなお話を聞いたわけではありませんけれども、東京選出の議員といたしまして、与謝野先生にもこれまでさまざまな意味で都市農業

等々と、いふのは、私は、大変大きなものがありますし、ほかの諸外国と比べても遜色のない大変立派なものであると思つております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、何分その全体像というのが国民に伝わつていらないというような実態もあります。

例えば、自動車関連のさまざまな施策だつたり、住宅・土地関連のさまざまな施策だつたり、こういうものは使われて初めて景気対策、経済対策としてしつかりと機能するものであります。これらが国民にしつかりと伝わらなくて実際に使う方が非常に少なかつたとしたら、せつかくこうした大きな対策を打つているにもかかわらず、残念ながら結果としては余り効果のないものになつてしまつた、そういうことにもなりかねないと私は思つております。ですから、私は、こうした経済対策といふものは、もちろんそれをつくり上げるのも重要でございますけれども、国民に対するしつかりと周知をして、しつかりと使ってもらえるよう取り組みというのも、同じぐらいの体力を使つてぜひともやつていかなければならない問題ではないかと思つております。

一般、我が党、自由民主党が「七十五分の二」という新聞の広告も打つてあるわけでございますけれども、私は、この経済対策に関しては、行政こそがしつかりと制度を国民に周知徹底をし、そして、ぜひ使ってくださいというようなメッセージを発して国民のもとに届けるべきだと思つております。

そういう意味におきまして、今回のこの経済対策に対しまして、国民に対してどのような形で周知徹底を行おうとしているのか、ぜひそこをお伺いしたいと思います。

○梅溪政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、これまで取りまとめてまいりました経済対策の実効を上げるために、国民や事業者の皆様にその趣旨や施策について十分理解いただいて、それを活用していただくことが重要であると考えております。

昨日十二月、取りまとめました段階では、総理をはじめ各大臣の記者会見あるいは麻生内閣のメールマガジンなどによりまして、国民の皆様に向けて積極的に景気対策を説明してきたところでござります。昨年十二月ですが、中小企業対策についてましては、新聞広告において国の取り組みを紹介しております。また、本年二月、ちょうど先週の十二月は、二日間にわたり、テレビの政府広報番組において中小企業対策を紹介いたしております。

また、内閣府は、このような全体像につきましてホームページで紹介をしておりますし、関係府省におかれまして、その施策について周知に努められております。特に御紹介したいのは、金融庁におかれましては、全国の財務局において、昨年十二月、計十七日にわたり金融機関の方に対し直接、改正金融機能強化法にかかる説明会を開催しております。

今後とも、本対策を着実に実施し、その実効を上げるため、さらなる周知の徹底に努力してまいりたいと考えております。

○松本(洋)委員 これまで一生懸命頑張つてまいりたいと考えております。

○木村(隆)委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 公明党的石井啓一でございます。

与謝野大臣におかれましては、急速、財務大臣、金融担当大臣として御登板されまして、従来の経済財政担当大臣と合わせて三つの重責を担われることで大変な激励でいらっしゃいますけれども、どうぞ体調に御留意をされて御精励されますように祈念を申し上げたいと存じます。

それは、法案の審議に入らせていただきますが、まず財源確保法案について質問をさせていただきます。

財政投融資特別会計から一般会計への繰り入れにつきましては、二十年度の二次補正予算の関連法案で初めてこの道を開いたわけでございますけれども、ちなみに一月十三日に、この二次補正の関連の財源確保法は衆議院を通過して参議院に送つたわけであります。参議院では結論が出ておりません。この二次補正関連の財源確保法案が成立をいたしませんと、二次補正の歳出

が積立金を取り崩して四・二兆円一般会計に繰り入れるということにしたわけでございますけれども、この際は金利変動準備金十・二兆円を下回るということになります。昨年十二月ですが、中小企業対策についてましては、新聞広告において国の取り組みを紹介しております。また、本年二月、ちょうど先週の十二月は、二日間にわたり、テレビの政府広報番組において中小企業対策を紹介いたしております。

このように内閣を挙げて積極的に周知をいたしております。

また、内閣府は、このような全体像につきましては、ホームページで紹介をしておりますし、関係府省におかれまして、その施策について周知に努められております。特に御紹介したいのは、金融庁におかれましては、全国の財務局において、昨年十二月、計十七日にわたり金融機関の方に対し直接、改正金融機能強化法にかかる説明会を開催しております。

今後とも、本対策を着実に実施し、その実効を上げるため、さらなる周知の徹底に努力してまいりたいと考えております。

○木村(隆)委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 公明党的石井啓一でございます。

与謝野大臣におかれましては、急速、財務大臣、金融担当大臣として御登板されまして、従来の経済財政担当大臣と合わせて三つの重責を担われることで大変な激励でいらっしゃいますけれども、どうぞ体調に御留意をされて御精励されます。

○佐々木政府参考人 準備率の点についてのお尋ねありがとうございます。

まず、所要の準備率を下回る間、千分の五十という準備率自体を見直す必要はないのか、この点についてもお伺いいたしたいと存じます。

○佐々木政府参考人 準備率の点についてのお尋ねでございます。

委員御存じのとおり、財政投融資特別会計においては、金利変動準備金を積み立てておきます。その準備率の上限であります千分の五十にましても、その性格といたしまして、中長期的な変動準備金を積み立てております。

ましては、その性質といたしまして、中長期的な観点に立ちまして、その水準まで積み立てておきますれば、将来の大額な金利変動に対しても財務の健全性を保つことができる。そういう水準として設定をしておるものでございます。

他方、今般の金利変動準備金の取り崩しは、百年に一度と言われる世界的な金融経済危機の中で、極力赤字公債の発行に依存せずに生活対策等の財源を確保するため、臨時的、特例的な措置として行うものでございます。

今般の取り崩しによりまして、金利変動準備金は総資産の千分の五十の水準を下回ることになりますが、先ほど利益が生ずるとおっしゃいましたように、過去の比較的高い金利の貸付残高から利益が生ずるということがございまして、金利変動

準備金が取り崩されまして債務超過となる可能性は、当面はかなり低いものと考えております。したがいまして、金利変動準備金の準備率が総資産の千分の五十を下回っているということからいつて即座に、財投特会の財務について問題が顕在化するというわけではないというふうに考えております。

いざれにしましても、資産・債務改革に沿いまして、財投特会の総資産の圧縮に努めるとともに、利益が生じた場合には金利変動準備金を積み立てるという措置によりまして、金利変動準備金の確保に引き続き努めてまいりたいと思います。

また、率を変えることを考えていいのかといふお尋ねでございましたが、この千分の五十は、先ほど申し上げましたように、中長期的な観点から定めております率でございます。それも、二十一年度の財投編成におきまして今から一年ほど前に、当時のいろいろな前提を置きまして中長期の金利シナリオを三千本走らせて、幾つかのシナリオの中から、千分の五十にすれば債務超過はほとんど生じないであろうということで設定しておりますものですから、見直し後間もない現時点において、さらに入れますと、これを見直すような状況にはないものと考えております。

○石井(啓)委員 理財局長、もう一度聞きます。

千分の五十というのは中長期的な準備率だといふことは理解しましたけれども、当面の間下回るところでは、その当面の間だけの準備率といふ考え方はないのかどうか、そういう別の観点からの準備率をセットする必要はないのか、その点について確認します。

○佐々木政府参考人 委員御存じのとおり、財投の仕組み自体が、中長期的な貸し出しを中心として中長期的な調達をしているということでございまして、収支を推計しますときに、やはりある程度長い期間の収支を推計いたしまして、そのため必要な、債務超過に陥らないような水準をこうことで推計をいたしております。

そういうことで、余り短い期間の準備率という

のは、財投特会の性格からいまして、適した準備率を設定するということとはなかなか難しいものだと考えております。

○石井(啓)委員 次に、財源確保法の法案の趣旨についてですが、仮に御質問のようにいうのがうたわれておりますけれども、この法案の趣旨では、財投特会からの積立金、準備金から一般会計への繰り入れに関しまして、平成二十一年度及び平成二十二年度において、一つは、「国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策により見込まれる歳出の増加に充てる」、これは経済対策の財源に充てるということが一つ。二つ目に、「当該施策により見込まれる租税収入の減少を補うため」、これは減税財源に充てるということが二つ目。三つ目には、「基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源を確保する」、これは基礎年金国庫負担の二分の一引き上げ財源の確保。この三つの目的が挙げられているわけありますけれども、二十一年度に繰り入れる予定の約四・二兆円の内訳をこの際示していただきたいと思います。

また現在は、二十一年度、二十二年度の当初予算に繰り入れるということを予定しているようではありますけれども、二十一年度、二十二年度に補正予算を組んだ場合に、その財源として一般会計に繰り入れることができるのであれば、二十一年度に繰り入れる予定の約四・二兆円の内訳をこの際示していただきたいと思います。

政府においては当然、今、来年度予算の審議中ですから、補正予算は考えていないというのは当たり前の話ですけれども、仮に今後補正予算を組むことがあると、この法案の趣旨に沿うものであれば排除されない。

すなわち、もう一度確認しますけれども、経済対策のための補正を組むということになれば、法案の趣旨に合致するので財源として繰り入れることは可能だということでよろしいですね。確認のため、もう一度。

○木下政府参考人 お答えをさせていただきま

す。

まず第一点、内訳でございますが、平成二十一年度当初予算におきましては、生活防衛のための緊急対策等に盛り込まれた経済対策の財源として、経済緊急対応予備費一兆円、雇用創出のための地方交付税交付金の増額〇・五兆円、減税措置〇・四兆円の計一・九兆円、及び基礎年金の二分の一を国庫が負担するための財源として二・三兆円につきまして、財投特会の金利変動準備金を

取り崩し、一般会計へ繰り入れることとしております。

次に、補正との関係でございますが、補正予算については考えておりませんが、仮に御質問のように、平成二十一年度また二十二年度において、本法律の趣旨に沿った施策を補正予算で行う場合には、その財源として財投特会から一般会計へ繰り入れを行うことは法律上排除されないと考えております。

いずれにせよ、国民生活と日本経済を守るためにも、二十一年度予算をできるだけ早く成立させていただき、新年度初めから速やかに執行させていただくことが何よりも重要と考えております。

○石井(啓)委員 今、確認をさせていただきま

す。

法律上、法律の趣旨、第一条には、「国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策により見込まれる歳出の増加に充てるため」とございますので、そのような法文の趣旨に照らして、当たるか当たらぬいかということで御質問の点は決せられるというふうに考えております。

○石井(啓)委員 わかりました。

では、果たしてどこまでこれを繰り入れることができますのかどうかということなのでありますけれども、数字を申し上げますと、二十一年度当初予算で四・二兆円繰り入れますと金利変動準備金の残りが六・五兆円になります。二十一年度の利益がこれは概算のようになりますけれども一・三兆円ぐらい見込まれるということになりますと、二十一年の補正を組まないとすると二十一年度末時点で七・八兆円ということになります。

十二年度当初予算でどれだけ使うかはまだわかりませんけれども、仮に今年度と同じ額、四・二兆使うとなると、七・八兆マイナス四・二兆で三・六兆を、今の答弁でもありましたけれども、経済対策の補正等では使うことが可能だというふうになります。

○佐々木政府参考人 金利変動準備金の性格にかかる問題だと存じましたので、私の方から答えさせていただきます。

○佐々木政府参考人 金利変動準備金は残っておりますが、金利変動準備金の制度の立場から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、金利変動準備金はあくまでも、中長期的な観点から千分の五十が必要でありますというふうに設定をいたしております。

では、先ほど短期的なという御議論ございま

たけれども、どこまでそういうものを引き下げ

よいのかどうかという価値判断にかかる問題でござります。これは金利変動準備金の性格上、準備金の額が下がっていきますと、将来のリスク、金利変動リスクに備えるバッファーが減っていく、つまり千分の五十を設定しましたときは、これでほとんど債務超過は生じないであろうという

水準でございますが、それがだんだん減つていきますとその確率が高くなっていく、だんだん高くなっていくということは申し上げられますけれども、どこまで大丈夫かとか、どこまで下限があるのかという決定的な水準があるわけではございません。

ということで、金利変動準備金が制度としてございまする理由はそういうことでございますので、これを全部使い切つてよいとか、価値判断としてよいとか悪いとか、そういうことではないかと存じます。

○石井(啓)委員 よくわかりました。これは価値判断なんだ。政策的には求めることはできないということになると、価値判断、政策判断ということになるわけですね。

私は、政策判断として、こういう大変な経済状況なのですから、使い得る財源はこの際使ってしまったけれども、大臣の御判断はいかがでしようか。

○与謝野国務大臣 財投特会というのは、安くお金借りてきて高く貸しているというだけの話でございまして、いわば大型の貸金業みたいなところではないかといふうに価値判断をいたしました。

○石井(啓)委員 私も、無理に使えと言っていることはないんですけども、ではどこまで使つたらいかというのは、これは果てしない議論ですね。無理にゼロにするという必要はありませんけれども、これは議論し出すと、金利変動準備金手をつけること自体がリスクが高まることになりますから、そもそもおかしいんじゃないかという議論になってしまってます。ですから、一たん手をつけるという決断をした以上は、私は、この際思い切つてやってもいいのではないかというふ

うに指摘をしておきたいと思います。

もう一つ、別の観点から申し上げますと、後ほどどの質問にもつながりますが、今後、社会保障の充実のために国民の皆様に負担をいただくといふことが中期プログラムでうたわれているわけであります。私は、国民の皆様に負担をいたぐ限りは、やはり政府は、みずから捻出できる財源はできる限り捻出していく、これは行政改革のみならず、そういう姿勢が必要だと思っています。そういう意味でも、この金利変動準備金、なるべく使えるなら使ってしまった方がいい、私はこういうふうに思つていてることも主張しておきたいと

正の財源確保法の審議の際に、前の中川大臣と議論をさせていただいたところなんですが、特別会計の積立金の中で外為替特別会計の積立金、これについて、本当に一般会計に繰り入れることができないのかどうかという議論をいたしました。

当時、中川大臣は、当面そういうことは考えていないということございましたけれども、その可能性が将来とも全くないのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

外為替特別会計の積立金は、保有外貨資産の

為替変動リスク等に備えるために必要なものであり、政策経費の財源として自由に使つてよいといふものではないというふうに考えております。

特に、最近の円高の状況においては、積立金を上回る評価損が発生しておりまして、市中で債券を発行して原資を調達する外為特会の健全性から見ますと、必要な積立金は維持していくべきだと考えております。

○石井(啓)委員 私も、普通であれば、今為替差損を抱えている外為特会の積立金を取り崩すといふような主張は申し上げないといいますか、そういうことはしない方がいいとは思うんですけれども、ただ、この外為特会の為替差損というのは、今特会で抱えている外貨を円貨にかかる場合に生

じる損ということになりますから、今、未実現の損なんですね。円貨にかかるといふことがあつた場合に、私は、一般会計への繰り入れの可能性はないか、それはやはり政策判断の

ことが一つございます。

それから今後、想定できない異例の事態が生じた場合は、私は、一般会計への繰り入れの可能性はないか、こういうふうに思つんですね。例えば、景気対策のために大型の補正予算を組まざるを得ない、こういうことになった場合に、通常の国債の大量発行ということになると長期金利の急上昇が懸念される、こういった場合などはあります。私は、こういうふうに思つています。

こういう場合には、今政府でも検討されているようありますけれども、無利子非課税国債を発行するよりは外為特会の積立金を使った方が、税収が減らない分政府にはメリットがあると思うんですね。

だから、そういう點で、全く可能性が排除されているわけではない、私はこういうふうに思つておりますけれども、大臣の御見解はいかがでありますか。

○与謝野国務大臣 そもそも外為特会は、どこから円を引いてきたのかという問題がありまして、これは短期の国債を出してそれを資金にしてドルを保有しているわけでございまして、もともととは借金から生じたドル保有であつて、そもそもそう使つていいというお金ではない。

○石井(啓)委員 それでは、所得税法等の一部改正案に移らせていただきます。

今回、附則の第百四条で税制の抜本改革の道筋と基本的な方向性が盛り込まれております。これ

はそもそも、中期プログラムを法制化したわけでありますけれども、この中期プログラムというの

は、私心配していますのは、どうも国民の皆さん

は、何か消費税を上げるためのプログラムというふうに勘違いされている方が相当あるみたいなんですね、いろいろ話をしますと。消費税を上

げるためのプログラムであります。いや違いますよ、本来は社会保障を充実させるための、安定化

せるためのプログラムなんですよ、それが目的であつて、消費税を含む抜本改革というのは手段な

んですよというふうに、実際に閣議決定の中期プログラムなんかを示して説明すると、ああ、こういうことなんですかということで、こういうプログラムだつたら安心して納得できますねというふうにおっしゃっていただけるんですね。だけれども、そのことが全く伝わっていません、正直言

いまして。

これはぜひ、国民の皆様に周知徹底をしていた
だきたいと思うのですが、大臣の御見解を
伺いたいと思います。

○与謝野国務大臣 消費税を社会保障のために上
げようと最初に言った元祖というべき人は、細川
護熙総理であつて、今回の中期プログラム、消費
税を目的税化しようという話というのは、そのと
き以来続いている議論の延長線であると思つてお
ります。

国民に安心していただくためには、やはり今
年金、医療、介護、少子化対策等の制度を持続可
能にするというところがポイントであつて、そのと
ための財源確保を避けて議論をするということは
まことに不誠実なことであると思つております
で、中期プログラムの中できちんと将来の財源に
言及したということは、私は責任ある政治の典型
であるというふうに理解をしております。

○石井(啓)委員 ところで、社会保障の安定財源
の充當のあり方については、経済財政諮問会議の
議論を見ておりますと、二つのアプローチが議論
をされていらっしゃいます。

一つは、現世代の安心強化を優先して社会保障
の機能強化、すなわち基礎年金の最低保障機能の
強化ですとか医療、介護の体制の強化ですか児
童手当の充実、これを実施するための費用の増加
分に充てることを優先する立場、現世代の安心確
保の立場、こういうアプローチと、もう一つは、
今の制度の安定化のための増分、すなわち今の制
度でも公費負担の三分の一程度を公債で依存して
いる、その分を穴埋めしていくことといううこと、自
然増分に充当して次世代への負担先送りの解消を
優先する立場、将来世代への責任の立場、この二
つのアプローチがございます。

中期プログラムでは、どちらを優先するかとい
うのは実は議論が決着しておりませんで、中期プ
ログラム自体では安心と責任のバランスをとると
いうことになって、今後の議論にゆだねているん
ですが、ちょっとその趣旨を内閣府に確認してお

きたいのと、私自身の意見を申し上げますと、先
ほど自民党的委員の方の質問にも若干触れられて
おりましたけれども、私は、税制改革による負担
増をまた国民の皆様に御理解をいただくというこ
とを考えますと、やはり安心確保の方により重点
を置くべきだというふうに考えております。大臣
の御見解を伺いたいと思います。

○与謝野国務大臣 まず第一に考えなきやいけな
いのは、現行制度が維持できるかどうか、現行制
度の持続可能性ということが私は第一であると
思っております。現行の社会保障制度も、中福
祉・中負担といなながら、中福祉にはころびが生
じているという意見も実はあります。

機能強化を余り強調し過ぎると、次々と新しい
制度が生まれてきて、恐ろしいほど財源がかかる
という説もありまして、この議論は決着がついて
おりません。

○西川政府参考人 お答えさせていただきます。
社会保障の安定財源の充當のあり方につきまし
て、経済財政諮問会議におきましては、昨年十一
月二十日に議論をされております。

まず、社会保障の安定財源の確保については、
時々の経済状況や国民理解の進展を踏まえつつ行
う必要があるとした上で、具体的には、御質問に
ありました二つのアプローチが議論されておりま
す。

一つのアプローチは、現世代の安心強化を優先
する考え方方が紹介されておりまして、これは社会
保障国民会議の方から示されました、今後の高齢
化の進展や社会保障の機能強化に伴つて必要とな
る公費負担の増分に対し、優先的に安定財源を充
當するという考え方でございます。

もう一つのアプローチは、現行制度の安定化、
財源は、既に運営されている現行制度の財源不足

ざいます。

諮問会議におきましては、こうした二つの考
え方が議論され、御質問にもありましたように、現
世代の安心確保と将来世代への責任とのバランス
のとれた安定財源を確保していくこととされてお
ります。

また、諮問会議の議論及び与党での検討を踏ま
えました中期プログラムにおきましては、将来的
には、国、地方を通じた年金、医療、介護の社会
保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用
について、その全額を国、地方の安定財源によつ
て賄うことと理想とし、目的とするとしてされており
ます。

その上で、二〇一〇年代半ばにおいては、基礎
年金国庫負担割合の二分の一への引き上げに要す
る費用を初め、今後行う安心強化のための改革の
確立、制度化に必要な公費負担の費用及び現行の
基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に
必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源と
して安定的に賄うことにより、現世代の安心確保
と将来世代への責任のバランスをとりながら、
国、地方の安定財源の確保への第一歩とするこ
と、このようにされております。

○石井(啓)委員 続いて、行革の関係を伺いたい
と思います。

附則の百四条第二項では、「当該改革は、不断
に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除
を徹底することに一段と注力して行われるものと
する。」とされています。

負担増を求める前に、まず政府の無駄遣いを徹
底的に見直せというものが国民の皆さん率直な思
いだと思っております。無駄排除で生まれる予算
は、民主党さんが主張されるような巨額の財源に
はなかなかならないとは思いますけれども、国民
の皆さんの理解を得るために、納得していただくた
めには私は不可欠な取り組みだと思っておりま
す。

相当な決意で、またわかりやすい形で、徹底し

いうふうに考えていますが、取り組みについて大
臣にお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 そこに不斷のという言葉が使
われている意味は、行政改革や無駄の排除という
のは、終わりのないほど大変な努力を積み重ねて
いかぬきやいない、終わりがあるというわけでは
なく、不断的の努力をしていく、これは継続的
な努力だと。これは無駄の排除も行政改革も常
に心がけやつていかなければならない、そういう
ことが書かれているわけです。

無駄の排除が終わつてから、行政改革が終わ
てから税制改革をやりましょうというふうに書い
てあるわけではなくて、やはり、受験するんだつ
たら英数国同時に勉強しようという話で、三つの
科目とも同時にやる必要があるということがそ
の文章に書かれているというふうに私は読んでおり
ます。

○石井(啓)委員 ちなみに、私も公明党としま
しては、まず隗より始めよということで、国会議
員の定数削減もあるいは歳費の削減について与野
党の協議を開始すべきだ、こういう提唱をしてい
ることを御紹介いたしたいと思います。

あわせて、国家公務員の給与、特に幹部公務員
の給与のカットも検討すべきではないかというこ
とを私は指摘しておきたいと思います。

最後の質問になりますが、これは国税関係の業
務の関係の質問であります。

今、納稅者数が非常に増加をしている、あるいは
は経済取引が国際化したり広域化したり、あるい
は高度情報化しておりますと、調査事務や徵収事
務が非常に複雑化あるいは困難化しております。
それで、徵収の業務量というものは非常にふえてお
ります。

こういった中で、適正かつ公平な納稅を確保す
るために、私は、国税職員の定員を確保すると
ともに、その処遇の改善、機構の充実、職場環境
の整備について特段の配慮が必要だと考えており
ます。大臣の御見解を伺いたいと思います。

○与謝野国務大臣 税務を取り巻く環境について

は、先生御指摘のとおり、所得税の申告件数、法人税の申告件数などが大きく増加をしております。国税全体の滞納残高も高い水準で推移しているなど、量的な厳しさが増しているとともに、国際取引の量的拡大や複雑化による海外取引調査等の事務の急増に加えまして、電子商取引の利用などによって取引の実態を的確にとらえることが困難になっているなど、質的な困難も増大していると考えております。

こうした状況の中で、国税庁は従来より、IT化による事務の効率化やアウトソーシングの推進などに努めるとともに、それでもなお対応困難な業務量の増大については、税務行政の困難性及び歳入官庁としての重要性にかんがみて、所要の定員、機構の確保に努めてきたところでござります。

今後とも、税務行政を取り巻く環境は厳しさを増すことも考えられますことから、現下の厳しい財政事情を踏まえつつ、所要の定員、機構の確保について、関係各方面の御理解が得られるよう一層の努力をしてまいりたいと考えております。

○石井(啓)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○田中委員長 この際、休憩いたします。

午後四時三十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

平成二十一年三月一日印刷

平成二十一年三月三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F